株式会社
ドン・キホーテ
Don Quijote Co.,Ltd.

2006(平成 18)年８月 18 日

各　　位

会　　社　　名　株式会社ドン・キホーテ
代　表　者　名　代表取締役社長　成沢　潤治
コ　ー　ド　番　号　7532 東京証券取引所市場第一部
本　社　所　在　地　東京都江戸川区北葛西 4-14-1
最寄りの連絡場所　東京都新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル 35F
情報開示責任者　専務取締役　髙橋　光夫
電　話　番　号　03-5381-7588（直通）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年８月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年９月 28 日開催予定の第 26 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

（１）　今後の事業展開に備えるため、現行定款第２条（目的）に新たな事業目的を追加するものであります。

（２）　当社は、本社機能の大部分が平成 17 年６月より新宿本社（東京都新宿区西新宿二丁目６番１号）に移っております。このたび、業務効率化とコスト削減を図るべく本社機能を新宿本社に集約化し、あわせて商業登記簿上の本店所在地（現行：東京都江戸川区北葛西四丁目 14 番１号）を新宿本社所在地に変更することといたしました。

（３）　株主の皆様の利便性向上を図るため、第 10 条（単元未満株主の売渡請求）を新設し、単元未満株式の買増制度を採用するものであります。

（４）　「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）が平成 18 年５月１日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

①　単元未満株式の管理の効率化を図るため、権利を限定するための規定を新設するものであります（変更案第 11 条）。

②　インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様にみなし提供できるようにするための規定を新設するものであります（変更案第 16 条）。

③　取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会における決議事項について、取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります（変更案第 28 条）。

④　社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります（変更案第 42 条）。

⑤　その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年９月 28 日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成 18 年９月 28 日（木曜日）

以　上

［別紙］

（下線を付した部分は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
（商号） 第１条　当会社は、株式会社ドン・キホーテと称し、英文では、Don Quijote Co.,Ltd.と表示する。	（商号） 第１条　当会社は、株式会社ドン・キホーテと称し、英文では、Don Quijote Co.,Ltd.と表示する。
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．日用品雑貨、家具、寝具、インテリア用品の販売 ２．家庭用電気機械器具、情報通信機器、電子計算機器、家庭用ガス機器・石油機器、冷暖房設備機器、給排水設備器具、給湯設備器具、消火設備器具の販売及び修理 ３．衣料品、洋品雑貨、小間物、靴、履物の販売 ４．自動車、自動車用付属品、自転車の販売及び修理並びに加工 ５．建築資材、塗料、木材、電気工事器具・工具、建築用工具の販売 ６．ペット、ペット用品、園芸用樹木、草木類及び園芸用材料、肥料、飼料、工業用薬品、動物用医薬品の販売 ７．玩具、文房具、書籍、事務用品、スポーツ用品、釣用品、レコード、オーディオソフト、ビデオソフト、楽器の販売 ８．医薬品、医薬部外品、医療機器、健康機器、衛生用品、化粧品、度量衡器の販売 ９．貴金属、宝石、眼鏡、光学機器、美術工芸品の販売 10．食料品、酒類、飲料水、穀物、塩、煙草、切手、印紙、テレホンカード、商品券、高速道路券等の販売 11．前各号各商品の卸売、評価鑑定、通信販売、古物の販売、レンタル業並びに輸出入業 12．前各号の業務を目的とする企業に対する経営指導 13．飲食店、スポーツ施設、カラオケボックス、ゲームセンター等の娯楽施設、遊技場の経営 14．コンピューターのソフトウェアの制作及び販売並びに賃貸 15．不動産の賃貸・売買・仲介・管理及び駐車場の経営 16．損害保険代理業、生命保険の募集業務 17．宅配便、写真現像・焼付・引伸、クリーニング、乗車券販売、航空券販売、映画・演劇・音楽会・スポーツの観覧券販売等の委託取次業務 18．電気、ガス、水道、電話及び放送受信に関する料金の受託収納代行 19．工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システムエンジニアリングその他ソフトウェアの企画、取得、保全、利用及び販売業 20．各種情報提供サービス業 21．カタログ通信販売業	（商号） 第１条　当会社は、株式会社ドン・キホーテと称し、英文では、Don Quijote Co.,Ltd.と表示する。 （目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．日用品雑貨、家具、寝具、インテリア用品の販売 ２．家庭用電気機械器具、情報通信機器、電子計算機器、家庭用ガス機器・石油機器、冷暖房設備機器、給排水設備器具、給湯設備器具、消火設備器具の販売及び修理 ３．衣料品、洋品雑貨、小間物、靴、履物の販売 ４．自動車、自動車用付属品、自転車の販売及び修理並びに加工 ５．建築資材、塗料、木材、電気工事器具・工具、建築用工具の販売 ６．ペット、ペット用品、園芸用樹木、草木類及び園芸用材料、肥料、飼料、工業用薬品、動物用医薬品の販売 ７．玩具、文房具、書籍、事務用品、スポーツ用品、釣用品、レコード、オーディオソフト、ビデオソフト、楽器の販売 ８．医薬品、医薬部外品、医療機器、健康機器、衛生用品、化粧品、度量衡器の販売 ９．貴金属、宝石、眼鏡、光学機器、美術工芸品の販売 10．食料品、酒類、飲料水、穀物、塩、煙草、切手、印紙、テレホンカード、商品券、高速道路券等の販売 11．前各号各商品の卸売、評価鑑定、通信販売、古物の販売、レンタル業並びに輸出入業 12．前各号の業務を目的とする企業に対する経営指導 13．飲食店、スポーツ施設、カラオケボックス、ゲームセンター等の娯楽施設、遊技場の経営 14．コンピューターのソフトウェアの制作及び販売並びに賃貸 15．不動産の賃貸・売買・仲介・管理及び駐車場の経営 16．損害保険代理業、生命保険の募集業務 17．宅配便、写真現像・焼付・引伸、クリーニング、乗車券販売、航空券販売、映画・演劇・音楽会・スポーツの観覧券販売等の委託取次業務 18．電気、ガス、水道、電話及び放送受信に関する料金の受託収納代行 19．工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システムエンジニアリングその他ソフトウェアの企画、取得、保全、利用及び販売業 20．各種情報提供サービス業 21．カタログ通信販売業
（新　設）	22．広告、出版・印刷、映像、音声等のメディアの企画、制作、宣伝及び販売 23．質屋営業及び貸金業

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　設）	24．旅行業法に基づく旅行業
22．前各号に附帯する一切の業務	25．前各号に附帯する一切の業務
（本店の所在地）	（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都江戸川区に置く。	第３条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。
（新　設）	（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人
（公告の方法） 第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載してする。	（公告方法） 第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第２章　株　　式	第２章　株　　式
（株式の総数） 第５条　当会社が発行する株式の総数は、234,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、234,000,000株とする。
（自己株式の取得） 第６条　当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。	（自己株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。
（１単元の株式の数及び単元未満株券の不発行） 第７条　当会社の１単元の株式の数は、100株とする。	（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。
２．当会社は、１単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。	（削　除）
（新　設）	（株券の発行） 第９条　当会社は、株式に係る株券を発行する。 ２．前項の規定にかかわらず、当会社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。
（新　設）	（単元未満株主の売渡請求） 第10条　当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。
（新　設）	（単元未満株主の権利） 第11条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利 （２）取得請求権付株式の取得を請求する権利 （３）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 （４）前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（名義書換代理人） 第８条　当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 ２．名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ３．当会社の株主名簿及び実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、単元未満株式の買取、届出の受理、株券喪失登録その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。	（株主名簿管理人） 第12条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ３．当会社の株主名簿、実質株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成及び備置きその他これらに関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（株式取扱規程） 第９条　当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、単元未満株式の買取、届出の受理、株券喪失登録その他株式に関する取り扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第13条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
（基準日） 第10条　当会社は、毎年６月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 ２．本定款に定める事項のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	（基準日） 第14条　当会社は、毎年６月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ２．本定款に定める事項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（招集） 第11条　当会社の定時株主総会は、毎年９月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。	（招集） 第15条　当会社の定時株主総会は、毎年９月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
（新　設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
（招集権者及び議長） 第12条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、それぞれ取締役会の決議をもって定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。 ２．当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	（招集権者及び議長） 第17条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、それぞれ取締役会の決議をもって定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。 ２．当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
（決議の方法） 第13条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数で行う。 ２．商法第343条の定めによる特別決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行う。	（決議の方法） 第18条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。 ２．会社法第309条第２項の定めによる特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行う。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（議決権の代理行使） 第14条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。 ２．株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	（議決権の代理行使） 第19条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。 ２．株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
（議事録） 第15条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名するものとする。	（議事録） 第20条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録する。
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（員数） 第16条　当会社の取締役は、10名以内とする。	（員数） 第21条　当会社の取締役は、10名以内とする。
（選任） 第17条　取締役は、株主総会において選任する。 ２．前項の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 ３．取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。	（選任） 第22条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ２．前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 ３．取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。
（任期） 第18条　取締役の任期は、就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了する。 ２．補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。	（任期） 第23条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．増員により、または任期の終了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任する取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役） 第19条　当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもってこれを定める。	（代表取締役） 第24条　当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもってこれを選定する。
（役付取締役） 第20条　取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	（役付取締役） 第25条　取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
（取締役会の招集権者及び議長） 第21条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２．取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第26条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、それぞれ取締役会の決議を持って定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。 ２．当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
（取締役会の招集通知） 第22条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	（取締役会の招集通知） 第27条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役会の決議方法） 第23条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。	（取締役会の決議方法） 第28条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
（新　設）	２．当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が当該提案について書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りではない。
（取締役会の議事録） 第24条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名するものとする。	（取締役会の議事録） 第29条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名するものとする。
（取締役会規程） 第25条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。	（取締役会規程） 第30条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（報酬） 第26条　取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。	（報酬等） 第31条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行上の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。
（取締役の責任免除） 第27条　当会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第１項第５号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	（取締役の責任免除） 第32条　当会社は、会社法第426条第１項の規定によって、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
２．当会社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第１項第５号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
（員数） 第28条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（員数） 第33条　当会社の監査役は、４名以内とする。
（選任） 第29条　監査役は、株主総会において選任する。	（選任） 第34条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。
２．前項の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	２．前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（任期） 第30条　監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了する。 ２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	（任期） 第35条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．任期の終了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（常勤の監査役） 第31条　監査役は、互選により常勤の監査役を定める。	（常勤の監査役） 第36条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
（監査役会の招集通知） 第32条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	（監査役会の招集通知） 第37条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
（監査役会の決議方法） 第33条　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。	（監査役会の決議方法） 第38条　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。
（監査役会の議事録） 第34条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役が、これに記名押印または電子署名するものとする。	（監査役会の議事録） 第39条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名するものとする。
（監査役会規程） 第35条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査役会規程） 第40条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
（報酬） 第36条　監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。	（報酬） 第41条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
（監査役の責任免除） 第37条　当会社は、商法第280条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	（監査役の責任免除） 第42条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（新　設）	第６章　会計監査人
（新　設）	（選任） 第43条　会計監査人は、株主総会によって選任する。
（新　設）	（任期） 第44条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期が満了する定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第6章　計　　算	第7章　計　　算
（営業年度及び決算期） 第38条　当会社の営業年度は、毎年７月１日から翌年６月30日までの１年とし、毎年６月30日を決算期とする。	（事業年度） 第45条　当会社の事業年度は、毎年７月１日から翌年６月30日までの１年とする。
（利益配当金） 第39条　利益配当金は、毎年６月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対して支払う。	（期末配当金） 第46条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年６月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。
（中間配当） 第40条　当会社は、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。	（中間配当） 第47条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
（配当金の除斥期間） 第41条　利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。	（期末配当金等の除斥期間） 第48条　期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

以上